

令和2年5月吉日

お客様 各位

税理士法人RINGS  
代表社員税理士 武田 亨

## 【重要】新型コロナウイルス 第2次資金繰り支援について

新型コロナウイルスの感染拡大による影響は、長期化が予想され、多業種の事業者の業績と資金繰りに影響が出ていると目を追うごとに実感しております。

弊法人では、国や政府系金融機関等の各種支援制度が当初制度から骨太な内容に追加、変更されてきておりますので情報収集に尽力し、お客さまの資金繰りをご支援できる体制を整えておりますので、その一部をご案内いたします。

### I 納税について

#### 1. 個人の確定申告の納税

個人（又は個人事業）の方の確定申告期限が4月16日に延長になったことに伴い、所得税の振替納税日が5月15日、消費税及び地方消費税の振替納税日が5月19日に変更になっておりますのでご注意ください（前回ご案内のとおり、納付が困難など個別に所轄の税務署にご相談の上、一定の条件に該当した場合に、納付猶予を受けることができます）。

#### 2. 確定申告の予定納税

個人（又は個人事業）の方の確定申告の第1期予定納税期限が7月31日に到来しますが、6月30日までの業績悪化や収入が減少したことにより納付が困難な場合は、7月15日までに予定納税額の減額申請書を提出することにより、減額することができますのでご相談ください。

### II 日本政策金融公庫への緊急融資申し込みについて

政府の特別貸付新型コロナ融資・無担保・無保証融資を申し込むことができます。

特別貸付に該当する場合は融資額3,000万円以下の部分の利率は当初3年間で国民事業0.46%、中小事業0.21%で、さらに特別利子補給制度に該当する場合は実質無利子の制度です。融資実行までには1月程度を要します。

現在は、大変混み合っている状況で郵送の受付が非常にスムーズです。弊法人では申込みのノウハウを熟知しておりますのでご相談ください。

### III 持続化給付金の申請について

令和2年1月以降の単月売上高が前年同月比50%以上減少した場合に該当します。

申請は、申請するお客様ご自身で行っていただく必要がありますが申請に必要な添付書類のうち、下記の①から③までのPDFデータについては、弊法人で作成できますのでお申し付けください（申請前にご相談いただき準備ができ次第申請することをお勧めします）。

#### 1. 中小法人の場合

該当した場合、上限200万円の給付を受けられる制度です。

申告データとして①法人別表一（電子申告の受付日時、受付番号の記載があるもの）②法人事業概況書（表裏面）③売上実績が記載されている元帳が必要です。

#### 2. 個人事業の場合

該当した場合、上限100万円の給付を受けられる制度です。

申告データとして①確定申告書第一表（電子申告の受付日時、受付番号の記載があるもの）②青色申告決算書（1頁、2頁）③売上実績が記載されている元帳が必要です。

#### IV 雇用調整助成金の特例（新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主）について

令和2年4月1日から6月30日までの当該助成制度への提出月の前月売上高が前年同月比5%以上減少し、かつ休業手当を支給し、その他一定の要件を満たす場合、中小企業については、1人1日当たり8,330円を上限（上限をさらに引き上げる検討を政府がしています）として、休業手当の9/10（一定の場合は10/10）を助成する制度です。

当該助成金については、日に日に制度が緩和され、該当する可能性が高まっておりますので、助成金の対象になるかどうか、というお問い合わせは管轄のハローワークに具体的に①社員Aをどのように休業させ②休業手当を支給した場合③金額がいくら助成されるのか、ということ

を個別に相談し、該当する場合はそれに則った手続き資料を揃える努力をしてください。  
弊法人としては、その手続き資料に必要な給与台帳への①欠勤日数②欠勤控除額③休業手当の記載方法（TKCの給与システムPX2をご使用の場合はシステムの設定方法）についてご支援いたします。

詳細は、弊法人までお問い合わせください。

電話番号：018-838-7107

以上